

第 1 1 回

島原市農業委員会総会議事録

平成 2 4 年 4 月 2 6 日

第 1 1 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 2 4 年 4 月 2 6 日 (木) 1 4 時 0 0 分

2. 閉会日時 平成 2 4 年 4 月 2 6 日 (木) 1 4 時 3 0 分

3. 開催場所 有明庁舎 3 階大会議室

4. 出席委員者の数 2 9 名 欠席者 2 名

5. 議案

第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項 (所有権移転) の規定による許可申請について

第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について

第 4 号議案 非農地証明願について

第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画 (案) について

報告事項 合意解約及び使用貸借解約について

議長

只今より、第11回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、1番及び20番委員は所用のため、欠席との連絡がっております。

出席委員は、31名中29名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、

22番委員、23番委員を指名します。

議長

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転についての許可申請の1番と2番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第1号議案、1番の譲受人は、経営規模拡大のための申請です。耕作面積は、下限面積に達しております。農機具は、耕耘機、トラックの農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

2番の譲受人は譲渡人の長男さんです。生前贈与による所有権移転のための申請で、耕作面積は、下限面積に達しております。農機具はトラック、耕耘機、トラクター等の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番について、譲受人は、兼業農家で農業を営んでおり、8年の農作業歴があり、通作時間は車で9分以内ということで問題ありません。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

現地調査員

2番について、譲受人は40年の農作業歴があります。譲受人夫婦と、譲受人の長男夫妻の4人で農業を営んでおり、今回の申請は親子間での生前贈与のため、問題ありません。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

第1号議案の1番と2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案の所有権移転は許可することに決定します。
第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の1番を上程します。
事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の1番の申請人は、申請地に木造平家建住宅1棟を建築し居住したいとのことです。
申請地は都市計画区域内の第一種住居地域で、第3種農地になります。
被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番の申請地は東側は宅地、南側は河川、西側は農地、北側は道路となっております。
雨水排水は自然流下、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽より河川へ放流となり問題ないと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

1番の賃借人は、申請地を借り受け、木造二階建サービス付高齢者向け賃貸住宅1棟と木造平家建介護施設1棟を建築し、利用したいとのことです。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域及び第一種低層住居専用地域で、第3種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番の申請地は、東側、南側は道路、西側は宅地、北側は農地となっております。

雨水排水は道路側溝へ放流、污水及び生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。2番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

2番の譲受人は、申請地を譲り受け、木造二階建住宅1棟を建築したいとのことです。申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域で、第3種農地になります。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

2番の申請地は、東側、南側は農地、西側は道路、北側は譲渡人所有の農地となっております。

雨水排水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

3番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

3番の賃借人は、申請地を借り受け、廃品回収業に使用する鉄骨造平家建倉庫1棟を建築したいとのことです。

申請地は都市計画区域内の準工業地域で、第3種農地になります。
被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

3番の申請地は、東側は赤道を挟み雑種地、南側は宅地、西側は譲渡人所有の雑種地、北側は道路となっております。

雨水排水は溜め桝より道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

4番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

4番の使用借人は、申請地を借り受け、隣接する土地と一体に、木造二階建住宅1棟を建築したいとのことです。

申請地は農業振興地域外で、第3種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

4 番の申請地は、東側は水路を挟み宅地、南側は宅地、西側は水路を挟み境内地、北側は水路を挟み道路となっております。

雨水排水は自然流下、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽より水路へ放流となり問題ないと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、4 番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

5 番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

5 番の譲受人は、申請地を譲り受け、自己所有農地に通じる道路敷として利用したいとのことです。

申請地は、市街化傾向が著しく申請地よりおおむね300m以内に公共施設があることから、第3種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

5番の申請地は、東側は自己所有の農地、南側は宅地、西側は道路、北側は農地となっております。

雨水排水は自然流下となり問題ないと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案、非農地証明願についての1番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第4号議案、非農地証明願の1番について、申請地は、昭和57年不詳頃より、道路として使用しているとのことです。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番の申請地は、東側、南側は道路、西側は雑種地、北側は申請人所有の農地となっ

ております。

現状を見ると東側の道路と一体に使用していることもあり、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案1番は非農地証明書を交付することに決定します。

つづいて非農地証明願についての2番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第4号議案、非農地証明願の2番について、申請人地は、平成3年不詳頃より、資材置き場として使用しているとのことです。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

2番の申請地は、東側は宅地、南側は申請人所有の農地、西側は宅地、北側は雑種地となっております。

現状を見ると非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第４号議案の２番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第４号議案２番は非農地証明書を交付することに決定します。

つづいて非農地証明願についての３番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第４号議案、非農地証明願の３番について、申請地は、昭和６０年２月不詳頃より、駐車場及び露天資材置場として使用しているとのことです。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

３番の申請地は、東側は道路、南側は宅地、西側は雑種地、北側は宅地となっております。

現状を見ると、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第４号議案の３番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第４号議案３番は非農地証明書を交付することに決定します。

つづいて非農地証明願についての４番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第４号議案、非農地証明願の４番について、申請地は、平成元年不詳頃より、宅地として使用しているとのことです。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

４番の申請地は、東側は申請人所有の農地、南側は道路、西側は宅地、北側は赤道を挟み農地となっております。

現状を見ると、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第４号議案の４番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第４号議案４番は非農地証明書を交付することに決定します。

第５号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について上程します。

事務局の説明をお願いします。事務局。

事務局

第５号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

耕作権の新規設定	１１件	４２筆	２７，０７１．００㎡
耕作権の再設定	６件	１８筆	１０，７８２．００㎡
耕作権移転	４件	２３筆	９，４６７．９１㎡
合　　計	２１件	８３筆	４７，３２０．９１㎡

です。

次に農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、別添のとおりで、５件
７筆　　７，２４６．００㎡です。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第５号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）を承認することに決定します。

農地法第18条の合意解約、使用賃借解約については別添に記載のとおりですので報告します。

これで、第11回島原市農業委員会総会を閉会します。